

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
阪南高等学校	講師への旅費の支出について、所得税の源泉徴収が行われていなかった。					検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【所得税法】 (源泉徴収義務) 第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。 一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権（著作権隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金
	実績月	区分	旅費	源泉徴収額	差引支給額	
	令和5年6月	誤	1,980円	0円	1,980円	
		正	1,980円	202円	1,778円	
措置の内容						
源泉徴収額の未納について、旅費の源泉徴収分の受入手続を行い、所得税の納付を行った。 検出事項の原因は、担当者及び決裁権者の確認が不十分であったことによる。 再発防止に向けて、法令等に基づき適正な事務処理を行うよう所属職員に周知した。 今後は、適正な事務処理を行う。						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年5月20日）